

別紙

○ 指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」(平成 26 年老高発 1212 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>指針の作成・公表に関する留意事項</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 入所判定対象者の選定について (略)</p> <p>(1) 特例入所の対象者について 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに<u>関し、以下の事情を十分に考慮すること。また、地域の実情等を踏まえ、各自治体において必要と認める事情があれば、それも考慮すること。</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. 入所の必要性の高さを判断する基準について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の勘案事項について 居宅サービスの利用に関する状況などが考えられること<u>や、要介護 1 又は 2 の方について、2. (1) ①～④に掲げる、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある状況などが考えられること。</u></p>	<p>(別紙)</p> <p>指針の作成・公表に関する留意事項</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 入所判定対象者の選定について (略)</p> <p>(1) 特例入所の対象者について 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに<u>関し、以下の事情を考慮すること。</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. 入所の必要性の高さを判断する基準について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の勘案事項について 居宅サービスの利用に関する状況などが考えられること<u>。</u></p>

4. (略)

5. (略)

6. その他

管内の市町村・関係団体における特例入所に関する指針の作成及び特例入所の運用について、必要な助言及び適切な援助を行うこと。

管内の市町村・関係団体において指針の作成について独自の取組みがある場合には、これを尊重する必要があること。

なお、老人福祉法第11条第1項第2号に基づき、市町村は、必要に応じて、特別養護老人ホームへの入所の措置等をとらなければならないとされており、管内の市町村において、適切な運用が図られるよう、必要な助言及び適切な援助を行うこと。

4. (略)

5. (略)

6. その他

管内の市町村・関係団体において指針の作成について独自の取組みがある場合には、これを尊重する必要があること。